

京都市告示第572号

京都市粟田老人デイサービスセンターの指定管理者である社会福祉法人バプテストめぐみ会から、京都市老人デイサービスセンター条例第4条第4項の規定に基づき、京都市粟田老人デイサービスセンターの臨時休所について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和4年2月14日

京都市長 門川大作

京都市粟田老人デイサービスセンターのデイサービス事業について、令和4年2月21日（月）から令和4年2月25日（金）までの期間を臨時休所とします。

ただし、デイサービス事業を除く地域包括支援センター事業等、他の業務については通常どおり行います。

（理由）

施設の空調設備その他改修工事の実施に伴い、利用者等の安全を確保するため

（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課）